

## 「潟上市障がい者計画（第2期）」（案）の概要

### 計画策定の趣旨

障害者基本法に基づく「潟上市障害者計画」が、今年度で計画期間（平成21年度～24年度）が終了することに伴い、障がい者施策の総合的・計画的な推進にあたっての基本指針となる、新たな障がい者計画を策定するものです。

### 計画の位置づけ

この計画は、「障害者基本法に基づく障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画」であり、国の「障害者基本計画」（平成15年度～平成24年度）、「重点施策実施5ヶ年計画」（平成20年度～平成24年度）、および「秋田県障害者計画」（平成23年度～平成32年度）を踏まえ、「潟上市総合発展計画」を上位計画としており、障がい者施策に関する基本的な指針となるものです。

なお、障害者自立支援法に基づく「潟上市障害福祉計画」（平成24年度～平成26年度）は、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画であり、3年を1期として、サービスの必要量を見込んでいます。

### 計画の期間

平成25年度から平成29年度までの5年間を計画期間とします。

平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
			障害者計画 第1期				障がい者計画 第2期				
障害福祉計画第1期			障害福祉計画第2期			障害福祉計画第3期			障害福祉計画第4期 (予定)		

### 基本理念と基本目標

障がいのある人が、住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるように、潟上市総合発展計画および秋田県障害者計画を上位計画とし、次の基本理念と基本目標に基づき、今後の障がい者施策を推進していきます。

#### ○基本理念

健やかで安心して暮らせる、健康と福祉のまち

#### ○基本目標

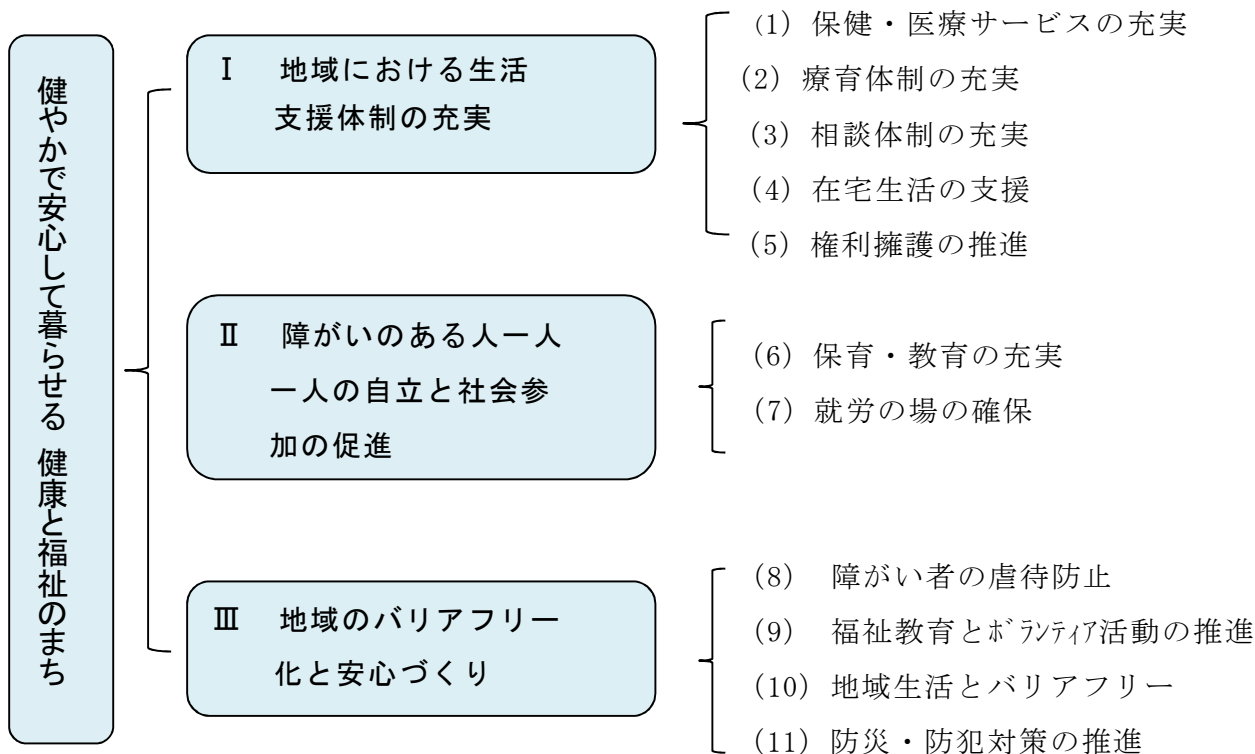
- I 地域における生活支援体制の充実
- II 障がいのある人一人ひとりの自立と社会参加の促進
- III 地域のバリアフリー化と安心づくり

## 障がい福祉施策の体系

〈基本理念〉

〈基本目標〉

〈基本施策〉



### 計画の推進にあたって

#### (1) 地域での自立と社会参加

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていける環境づくりを進めていくとともに、自分に適したサービスを選択し社会参加できるように、情報提供や相談支援体制の充実を図るよう努めます。

#### (2) 連携・協力体制の確保

計画推進にあたっては、国や県の動向を的確に把握し、本市の障がい福祉施策の推進に活かしていきます。また、市民、ボランティア、サービス提供者、企業、医療、教育、社会福祉協議会等との連携を図り、協力体制の確保に努めます。

#### (3) 地域自立支援協議会の活用

地域の障がい福祉に関するシステムづくりや支援体制の構築などを協議する場として地域自立支援協議会を活用し、本計画の進捗状況の確認を図りながら施策を推進していきます。